

平成29年度 第11回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

**平成29年度第11回江田島市農業委員会議事録**

|            |   |     |            |
|------------|---|-----|------------|
| 日 時        | 平成30年2月27日<br>13時30分  | 場 所 | 農村環境改善センター |
| 出席委員       | 1 下河内 昭博<br>3 前田 榮子<br>4 中下 雅敏<br>5 山田 隆見<br>7 田中 正彦<br>8 清水 正子<br>9 大段 幸雄  |     |            |
| 欠席委員       | 2 中福 留美<br>6 村上 浩司  |     |            |
| 出席者<br>総 数 | 出席委員 7名<br>欠席委員 2名  |     |            |
| その他の出席者    | 事務局長 松岡 弘倫<br>書記 奥原 芽衣<br>書記 中下 将良<br>書記 窪田 松枝  |     |            |
| 議事録署名委員    | 7 田中 正彦<br>8 清水 正子  |     |            |
| 提出議題       | <b>議事</b><br>議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>議案第50号 江田島市農業委員会の委員等の身分を示す証明書に関する規程の制定について<br>議案第51号 江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について<br><br><b>協議事項</b><br>・能美町農地利用最適化推進委員の追加募集について<br>・農地利用最適化の指針案について<br>・来年度の開催日程について<br>・地域における農地の相談会について<br>・農業委員会活動記録セットの提出について |     |            |

## 平成29年度第11回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

事務局長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第11回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、9名中、欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長

今日は13時30分からの開会ということですが、この会議が済み次第、15時から推進委員と合流して、いろんな話し合いをしたいということですので、お願いしたいと思います。それでは宜しくお願いします。

### 2 議事録署名者の指名について

議長

それでは、日程第2の議事録署名者の氏名でございますが、今回の議事録署名者につきましては、7番の田中委員と、8番の清水委員を指名させていただきます。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記を指名させていただきます。

### 3 諸 報 告

議長

それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長

いえ、特にありません。

議長

事務局から諸報告が別にないようですので、日程第4の議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。よろしくお願いします。

### 4 議 事

事務局長

番号1。贈与人●●●●。住所、兵庫県加古川市\_\_\_\_\_。受贈人▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町高田\_\_\_\_\_。地番、○○番。地目、台帳、田。現況、畑。面積、673m<sup>2</sup>。所在地、字\_\_\_\_\_。地番、○○番○。地目、台帳及び現況とともに、畑。面積、389m<sup>2</sup>。地番、○○番○。地目、台帳及び現況とともに、畑。面積、456m<sup>2</sup>。所在地、字\_\_\_\_\_。地番、○○番○。地目、台帳及び現況とともに、畑。面積、752m<sup>2</sup>。地番、○○番○。地目、台帳及び現況とともに、畑。面積、343m<sup>2</sup>。地番、○○番○。地目、台帳及び現況とともに、畑。面積、346m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、受贈人は「自家消費野菜等を栽培するため、受贈する」

|      |   |
|------|---|
|      | ということでした。   |
|      | 以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。   |
| 議長   | この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。  |
| 田中委員 | 能美の田中です。チェックシートに書かれている通りなんですが、すぐ耕作できるような場所ではありません。何箇所かあるうち、1箇所くらいがすぐ耕作できそうだというぐらいです。それで、息子さんがお母さんに贈与するということでしたが、難しいところは、今後お母さんが誰かに売ったりするのではないかと思います。  |
| 議長   | お母さんももう年ですからね。この案件は仕方ないんじゃないでしょうか。  |
| 田中委員 | そういうことですので、宜しくお願いします。   |
| 議長   | 他に、ご意見、ご質問はございませんか。   |
| 委員   | 意見・質問なしの声あり。  |
| 議長   | ないということでございますので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。  |
| 委員   | 異議なしの声あり。   |
| 議長   | 全員許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いします。  |
| 委員   | 番号2。貸人●●●●。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町津久茂_____。地番、○○番〇。地目、台帳及び現況とともに、畠。面積、940m <sup>2</sup> 。所在地、江田島町津久茂_____。地番、○○番〇。地目、台帳及び現況とともに、畠。面積、497m <sup>2</sup> 。所在地、字_____。地番、○○番〇。地目、台帳及び現況とともに、畠。面積、1,056m <sup>2</sup> 。 |
|      | 申請理由は賃貸借で、借人は「ニンニク栽培のため、借り受ける」ということでした。賃貸借期間は5年間です。   |
|      | 以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。   |
| 議長   | この2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。  |

|           |   |
|-----------|---|
| 中下委員      | 江田島町の中下です。これは12ページを見ていただくと分かるんですが、現地は小さい筆でとても細かく分かれています。この土地は市外に住んでいる方がほとんどで、ほとんどの農地が荒地だったんです。雑木林になっていて、どうにもならないという状態だったんですが、その後行ってみたら、写真で写っているように、きれいな畑になっていました。全体的によく話がまとまつたものだと思っていたんですが、事務局から説明があったように、全部の農地が申請できないということで、本人も努力はしているが難しいとのことでした。貸人の●●さんという方は地元におられる方だったので、判子を押してくれるということで正式に手続できたんですが、その他は手續が難しいのではないかという農地です。現状としてはニンニクをちゃんと栽培していただいているので、周りの方も荒地じゃなくなって助かっているのが現実です。借りた方は今後申請書類を提出できるように努力するということで、とりあえず●●さんの分だけでも出してもらおうということで、今回ご提出いただきました。現状では判子がもらえないような農地もまだあるんですが、出来るところから一歩進めていただければと思いまして、書類の申請が出ております。どうか宜しくお願いいいたします。 |
| 議長        | 中下さんの言われるとおりなんですが、先日私もこの人と話をしたんです。申請の書類があまり出でていないので、一個でも申請できるところがあつたらちゃんと手續出来るようにしていかないと何もできないよという話はしたんです。他に、ご意見ご質問はござりますか。   |
| 下河内<br>委員 | 審議に関係あるかはよくわからないんですけど、今説明があった、まだ手續されていない他の農地については、現在作業をされている方はどのように話をつけて現在作業をされているんでしょうか。   |
| 中下委員      | 地元に顔役みたいな方がいらっしゃいまして、その方が今度話してあげるという風に仲介してくださるんです。ただ、正式に手續をしようとする場合、法人や企業で、代表の方に了解を頂いても、相続になると孫まで判子がいるようなことがあるので、そういう場合は判子を集めるのが難しいです。  |
| 下河内<br>委員 | だから、本人さんと直接話をしたのではなくて、世話役の人と話をして借りたということなんですね。  |
| 中下委員      | 正式書類ということになりますと、関係者全員の判子が必要なので、市外に住んでいる方もいらっしゃるので難しいんです。  |
| 下河内<br>委員 | では、元々の持ち主の方は、世話役の人に、管理を任せているということでしょうか。   |
| 中下委員      | 親戚等の代表的な方に、関係者に言っておいてくださいねとお伝えして借りているという格好です。   |

|           |  |
|-----------|--|
| 下河内<br>委員 | はい、分かりました。あともう1つなんんですけど、勉強不足で申し訳ないのですが、農地所有適格法人というのは、農業法人は入らないんですか。  |
| 事務局長      | 従前でいうところの農業生産法人になります。現在その名称が変わりまして、昨年度から農地所有適格法人になりました。  |
| 下河内<br>委員 | その農地所有適格法人と、農業法人は、何が違うんですか。  |
| 事務局長      | 農地所有適格法人は、自分で農地を所有できます。農地を売買して購入することが、法人として出来るのですが、通常の農業法人や参入企業は、貸借しかできません。                                |
| 下河内<br>委員 | 通常の農業法人や参入企業は、所有が出来ないから借りて作るということでしょうか。  |
| 事務局長      | そうです。  |
| 下河内<br>委員 | わかりました。ありがとうございます。   |
| 議長<br>委員  | 他にありませんか。  |
| 議長<br>委員  | 意見・質問なしの声あり。   |
| 議長<br>委員  | ないということでございますので、この2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。   |
| 議長<br>委員  | 異議なしの声あり。  |
| 議長        | 全員許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。  |
|           | 以上で、3条の審議を終わりまして、議案第49号の農地法5条の許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。  |
| 事務局長      | 番号1。貸人●●●●。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町切串_____。地番、○○番○。地目、台帳及び現況とともに、畠。面積、251m <sup>2</sup> 。 |
|           | 申請理由は使用貸借で、借人は「自己居住用住宅用地として、借り受ける」ということでした。平屋建、延べ床面積63.34m <sup>2</sup> 以上の住宅を建築予定です。使用貸借期間は50年間です。        |
|           | のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたしま  |

す。

議長 この 1 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この案件の貸人と借人は親子関係で、切串一丁目の番地に住宅を建てたいということでありました。その周辺はほとんど住宅が建っております。●●さんも年をとっておられますので、娘のために、その農地に住宅を建てたいということでありますので、転用の許可をお願いしたいと思います。それと、推進委員さんにも本人確認をしていただいております。そのような状況でありますので、是非宜しくお願ひします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということでございますので、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可したいと思います。次をお願いします。

事務局長 番号 2。貸人●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町小古江\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、田。面積、1,233 m<sup>2</sup>。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル 284 枚、発電量 49.5 キロワットの発電設備を設置予定です。賃貸借期間は 20 年間です。

のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この 2 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

事務局長 今日、現地を確認していただいた中福委員さんがご欠席でいらっしゃいます。現場にも同行いたしましたので、事務局からご説明をさせていただきます。

19 ページをご覧ください。申請地のすぐ下は、昨年度分筆をしまして、転用の許可を出したところなんですが、申請地すぐ北側は、別の業者さんがもう太陽光の設備を設置しているところになります。20 ページで見ていただきますと、申請地の近くの地番に太陽光が設置されております。今回はさらに面積が広い

|           |  |
|-----------|--|
|           | んですが、その下の地番の農地とは一つ段が高いところになっております。周りにはほぼ家がございませんので、太陽光を設置するためには特に問題なく、日照的にもいい場所であると思います。チェックシートのほうでも特に問題はないようですので、事務局としては、許可案件として考えております。以上で説明を終わります。  |
| 下河内<br>委員 | 賃貸借期間があると思うんですが、この期間が満了しない間に、地主さんから土地を返してくださいという話になった場合は、太陽光等は撤去する形になるんでしょうか。  |
| 事務局長      | 通常は撤去になります。貸し借りの場合は元の状態に戻して返す、ということになりますので。契約書にも、大体はそういうことで書いてあります。ただ、特別にお互いが条件について合意していれば、どんなパターンでもいいということにもなります。通常は、元の状態に戻すということになっています。   |
| 議長        | おそらく、契約するときにはちゃんと条件に入っているはずですよ。  |
| 下河内<br>委員 | 今までは、貸借期間の途中で契約が終わってしまったということはないですか。   |
| 事務局長      | まだ、太陽光の貸借を途中でやめたという例は、江田島市ではないですね。   |
| 下河内<br>委員 | わかりました。  |
| 議長        | 他に、ご意見、ご質問はございませんか。  |
| 委員        | 意見・質問なしの声あり。   |
| 議長        | ないということでございますので、この2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。   |
| 委員        | 異議なしの声あり。  |
| 議長        | 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次をお願いします。   |
| 事務局長      | はい。番号3。貸人●●●●。住所、能美町_____。借人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町中町_____。地番、○○番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、501m <sup>2</sup> 。<br>申請理由は使用賃貸借で、借人は「自己居住用住宅用地として、借り受ける」ということでした。2階建、延べ床面積133.60m <sup>2</sup> の住宅を建築予定です。使用 |

|      |  |
|------|--|
|      | 貸借期間は 35 年です。  |
|      | のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。  |
| 議長   | この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。  |
| 田中委員 | 能美の田中です。今事務局が言われた通りです。問題ないと思いますので、宜しくお願ひします。   |
| 議長   | 他に、ご意見、ご質問はございませんか。  |
| 委員   | 意見・質問なしの声あり。   |
| 議長   | ないということでございますので、この 3 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。   |
| 委員   | 異議なしの声あり。  |
| 議長   | 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、5 条の審議を終わります。そして、議案第 50 号の江田島市農業委員会の委員等の身分を示す証明書に関する規程の制定につきまして、事務局から説明をしてもらいます。  |
| 委員   | はい。内容につきましては、中下書記から説明させていただきます。  |
| 中下書記 | 中下から説明させていただきます。24 ページの第 1 条 8 項 1 において、こちらの身分証明書に関する規程に定めることについて示しております。趣旨としては、農地法第 14 条の規定にある、農業委員会の委員さん、最適化推進委員さん、及び事務局職員の身分証明書について、農地法で触れておりますが、そちらについて取り扱い及び様式等のこの規程で定めることを記載しています。身分証明書のレイアウトですが、26 ページを見ていただけたらと思います。26 ページに表面と裏面のレイアウトをのせております。内容としましては、身分証明書の交付番号、身分証明書であること、お名前、生年月日、それ以下は何の法律にも基づく証明なのかということが記載されています。また、その証明を出している農業委員会会長と、ご本人の写真になっております。裏面につきましては、身分証明書が必要となる場合、立ち入り検査について、農地法と、農業委員会等に関する法律の 2 つにほぼ同じ内容の文がございますので、裏面にそちらのほうを載せております。24 ページの本文につきましては、こちらの身分証明書の取り扱いについて 1 条から 7 条に提示しております。身分証明書の交付について、身分証明書の提示についてというところです。こちらの提示というのは、首から提げる等をして携行していただいて、相手の方が分かる状況にしてもらうということです。自分がこういう者であるということを紹介す |

る場合は、提示をすることになります。続いて、身分証明書は、その身分でなくなられた時は変換をしていただくことになります。若しくは紛失等、無くなった時は、無くなった旨を会長に届け出させていただきます。それから、交付している記録について、整理簿を記録しておくことになっております。こちらの身分証明書は第7条において、貸し借り等をすることを禁止しております。こちらの規程ですが、来月3月1日からお渡しできたらなと思っております。写真については、前回の総会等で撮らせていただいておりました物を、使用させていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

委員 特にありません。

議長 ないようございましたら、この案件につきまして、決定することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、決定とします。以上で江田島市農業委員会の委員等の身分を示す証明書に関する規程の制定については終わりまして、議案第51号の江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 平成30年1月31日付けで、能美町地区担当の農地利用最適化推進委員から、辞任届けが提出されました。一身上の都合により、農地利用最適化推進委員を辞任されたいとのことです。事務局としてはお引止めいたしましたが、ご本人の意志も固く、辞任届けの提出となりました。ご同意のほうをお願いしたいと思います。

議長 この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。

中下委員 辞任した場合、補欠の委員についてはどのようにになっているんですか。

議長 事務局のほうで募集をかけるんじゃないんですか。

事務局長 では、続けてご説明させていただきます。一応、本日同意を頂いた場合は、江田島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則というものを昨年度ご審議いただきまして、決定させていただいているんですが、その11条において、農業委員会は、退職、失職または辞任により推進員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、この規則に定める手続に基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならない、という文言を入れておりますので、事務局としてはできましたら追加での募集をかけたいと考えております。

|           |  |
|-----------|--|
| 下河内<br>委員 | それは能美地区在住の人で募集を行うということですか。   |
| 事務局長      | そうです。推進委員は地区割をしておりますので、能美町の方を募集するという形になります。  |
| 山田委員      | 広報か何かに載せたんですか。   |
| 事務局長      | 今のタイミングでは、広報誌がどうしても1月前までに原稿を出さないと間に合わないので、4月2日の月曜日から公募を開始する形にしたいと思います。なぜ4月の広報にあわせて載せるかといいますと、ちょうど広報の締め切りが、4月号は3月1日までになっておりますので、今日皆さんにご同意を頂ければ、4月から募集を開始する、という手順で行っていきたいと考えております。なかなか、それ以外の周知の方法でいいと、ホームページに記載することも出来るのですが、目に触れる機会があまりないので、広報誌にのせるのが一番早いと考えております。 |
| 中下委員      | 地域の括りもあるから、今日はそれで決定した方がいいんじゃないですか。<br>じゃないとなかなか決まらなくなる。  |
| 議長        | 今までの推進委員さんが、能美町では高田が2人になっていましたね。現状でも高田に1名推進委員さんがいて、中町にも、鹿川にもいて、地区別には1人ずついる形になります。もう1名増えたら、4名という体制になります。広報してもらってちゃんと誰かを推薦してもらうという形であれば、これでいいのではないかと思う。  |
| 中下委員      | 一身上の都合だから、別段ひっくり返すことでもないし。   |
| 議長        | 本人の意志が固いので、辞めると言っているのにそれを引き止めるのも難しいですね。まだ制度移行したばかりだけど、事務局のほうに本人がやめると言われているので。  |
|           | 特にないようございましたら、この案件につきまして事務局に同意することに異議ありませんか。   |
| 委員        | 異議なしの声あり。  |
| 議長        | 全員に異議が無いということでございますので、農地利用最適化推進委員の辞任に同意いたします。以上で、江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意についての議案を終わりまして、日程第5の協議事項に移ります。事務局から何かありますか。   |

事務局長

- ・能美町農地利用最適化推進委員の追加募集について
- ・農地利用最適化の指針案について
- ・来年度の開催日程について
- ・地域における農地の相談会について
- ・農業委員会活動記録の提出について

#### 6 その他の

議長

他に何かございますか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。この後 15 時から、農地利用最適化推進委員とミーティングを行いますので、宜しくお願いします。

では、総会はこれで終了させていただきます。

前記のとおり協議決議したことに相違ないことを認めるために署名捺印する。

平成 年 月 日

江田島市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_